

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 5 年 12 月 8 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 清水フードセンター中山店

所在地 新潟市東区中山 6 丁目 3 番 17 号

設置者 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置

(変更前)

駐輪場 No. (配置図上の No.)

駐輪場 2 (届出書添付図面のとおり)

(変更後)

駐輪場 No. (配置図上の No.)

駐輪場 2 (届出書添付図面のとおり)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
------------------------	------------------

荷さばき施設 1	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分
----------	-------------------------

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
------------------------	------------------

荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
----------	--------------------------

3 変更する年月日

- ・上記2（1）の変更：令和6年7月25日

（ただし、軽微変更と認められた場合、その日以降）

- ・上記2（2）の変更：令和5年11月25日

4 変更する理由

施設の位置及び運営計画が一部変更になるため。

5 届出年月日

令和5年11月24日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区役所地域課

7 縦覧期間

令和5年12月8日から令和6年4月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電話 025-226-1629

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp